

広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画（以下「地域医療介護総合確保計画」という。）に基づき実施する事業への補助金については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域医療介護総合確保計画に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、地域医療介護総合確保計画で定められた事業を実施する事業者に対し、その申請に基づき交付する。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表第1欄に定める事業とする。

(交付の額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1欄に定める事業ごとに、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額と同表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表第2欄に定める基準額を比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

交付申請書	区分	様式	部数	添付書類	提出期限
地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書	①看護学校教育環境整備事業 （施設整備・設備整備以外） ②看護師等養成所の看護教員確保事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業 ④医療連携情報ネットワーク整備事業 ⑤包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業 ⑥地域医療ICT化推進事業 ⑦かかりつけ医定着事業 ⑧広島口腔保健センター機	別記様式第2-1号	1部	(1) 所要額調書（別紙1-1） (2) 実施計画書（別紙2-1） (3) 収支予算書（市町等の場合は歳入歳出予算書） (4) その他参考資料 ④については別紙2-8、2-9	知事が別途定める日

	<p>能充実推進事業 (施設整備・設備整備以外)</p> <p>⑨認知症疾患医療センター (診療所型) 支援事業</p> <p>⑩医療保護入院者退院支援 事業</p> <p>⑪在宅歯科医療提供時の医 療安全の確保事業</p> <p>⑫広島市在宅歯科医療推進 事業</p> <p>⑬在宅医療を推進するた めの薬局の体制整備と薬剤 師の資質向上事業 (施設整備・設備整備以 外)</p> <p>⑭循環型認知症医療・介護連 携システム推進事業</p> <p>⑮認知症地域連携促進事業</p> <p>⑯訪問看護の機能強化事業</p> <p>⑰地域特性に応じた在宅医 療人材育成事業</p> <p>⑱在宅医療・介護連携強化事 業</p> <p>⑲地域包括支援センターマ ネジメント強化事業</p> <p>⑳福祉・介護人材のマッチン グ・基盤整備事業</p> <p>㉑福祉・介護の職場改善事業</p> <p>㉒福祉・介護職のイメージ改 善・理解促進事業</p> <p>㉓助け合いによる生活支援 の担い手養成事業</p> <p>㉔福祉・介護人材の資質向上 支援事業</p> <p>㉕喀痰吸引等特定行為の実 施体制強化事業</p> <p>㉖ケアマネジメント機能強 化事業</p> <p>㉗生活相談員のスキルアッ プ研修事業</p> <p>㉘認知症医療・介護研修事業</p> <p>㉙権利擁護人材の担い手養 成・確保事業</p> <p>㉚介護予防・重度化予防推進 事業</p> <p>㉛地域医療支援病院等の患 者に対する歯科保健医療 推進事業</p> <p>㉜終末期における新たな住 まい方創出支援等事業 (施設整備以外)</p> <p>㉝在宅医療推進実践同行研 修事業</p> <p>㉞心不全患者包括ケアネッ トワーク連携支援事業</p> <p>㉟歯科技工士人材育成事業</p> <p>㊱訪問介護看護人材育成事 業</p> <p>㊲地域リハビリテーション 活動推進事業</p> <p>㊳介護保険における自立支 援推進事業</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>③⑨ 歯科衛生士修学支援事業 ④⑩ 在宅歯科医療推進のための 歯科医師・歯科衛生士の 資質向上事業 ④⑪ 保育サポーターバンク事 業 ④⑫ ひろしまDMステーショ ン構築事業 ④⑬ 要介護高齢者の家族によ る在宅リハビリ支援事業 ④⑭ 勤務医労働時間短縮事業 （施設整備・設備整備以 外） ④⑮ 介護分野への就職に向 けた支援金貸付事業 ④⑯ 薬剤師の在宅チーム医療 連携事業 ④⑰ 総合診療医確保・育成事業 ④⑱ 経済連携協定に基づく外 国人介護職員研修支援事 業 ④⑲ 医療介護情報連携推進事 業</p>				
<p>① 看護学校教育環境整備事 業 （施設整備・設備整備） ② 医療施設整備費補助金 ③ 広島口腔保健センター機 能充実推進事業 （施設整備・設備整備） ④ 在宅医療を推進するた めの薬局の体制整備と薬 剤師の資質向上事業 （施設整備・設備整備） ⑤ 訪問歯科衛生士養成事 業 （設備整備） ⑥ 終末期における新たな住 まい方創出支援等事業 （施設整備） ⑦ 勤務医労働時間短縮事 業 （施設整備・設備整備） ⑧ 看護師勤務環境改善施設 整備 事業 ⑨ 看護師宿舍施設整備事業 ⑩ 病院内保育所施設整備事 業</p>	<p>別記 様 式 第 2-2 号</p>	<p>1 部</p>	<p>(1) 所要額調書（別紙 1- 1） (2) 実施計画書（別紙 2- 2） (3) 収支予算書（市町等 の場合は歳入歳出 予算書） (4) 工事費見積書 (5) 工事設計図 (6) 各室面積表 (7) 整備工事箇所の写 真 (8) 補助対象機器の仕 様書又はカタログ (9) その他参考資料 ⑦については別紙 2-8、2-9</p>	
<p>① 介護施設等整備事業</p>	<p>別記 様 式 第 2-3 号</p>	<p>1 部</p>	<p>(1) 所要額調書（別紙 1- 2、 別紙 1-3、別紙 1-4、別 紙 1-5、別紙 1-6、別紙 1-7、別紙 1-8） (2) 実施計画書（別紙 2- 3） (3) 歳入歳出予算書 (4) その他参考資料</p>	

①介護施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備 の加速化分)	別記 様式 第 2-4号	1 部	(1) 所要額調書(別紙1- 2、 別紙1-3、別紙1-5、 別紙1-8) (2) 実施計画書(別紙2-4) (3) 歳入歳出予算書 (4) その他参考資料
①病床機能分化・連携促進基 盤整備事業	別記 様式 第 2-5号	1 部	(1) 所要額調書(別紙1- 9) (2) 実施計画書(別紙2- 5、2-6、2-7、2-7-1) (3) 収支予算書(市町等 の場合は歳入歳出 予算書) (4) その他参考資料
①新型コロナウイルス感染 症流行下における介護サー ビス事業所等のサービス提 供体制確保事業	別記 様式 第 2-6号	1 部	(1) 所要額調書(別紙1- 1) (2) 実施計画書(別紙2- 10) (3) 歳入歳出予算書 (4) その他参考資料
①食事療養提供体制確保事 業	広島 県医 療機 関食 料高 騰対 策支 援金 交付 要綱 別記 様式 第1 号又 は第 2号	1 部	広島県医療機関食材料 費高騰対策支援金交付 要綱別記様式第1号又 は第2号

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
 - ウ 建物の規模、構造又は用途(機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、規則第 5 条第 2 項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」で定める耐用年数（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過した場合はこの限りではない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体（一部事務組合を含む）の場合
- 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第 1 号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行う場合は、一般競争入札に付するなど県又は市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第 9 号により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。
- 2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 県が、市町の助成により事業者が実施する事業に対して、補助事業として市町へ補助する場合、規則第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定により市町に対し付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の対象事業のうち、居宅等における医療の提供に関する事業と介護施設等整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第 4 号により知事の承認を受けなければ

ばならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1号による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町が、事業者が実施する事業（以下「間接補助事業」という。）に対して、県からのこの補助金を財源の全部又は一部として補助する場合には、事業者に対し、次の条件を付すものとする。
 - ア 間接補助事業を行う場合は、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - イ 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。ただし、間接補助事業の対象事業のうち、居宅等における医療の提供に関する事業と介護施設等整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町長の承認を受けなければならない。
 - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - オ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - キ 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - ク 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - コ 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号により速やかに市町長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - サ 間接補助事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。
- (6) 前号の規定により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知

事の承認又は指示を受けなければならない。

- (7) 第5号のキにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 第5号のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による事業の遂行状況報告の様式は、別記様式第5号のとおりとし、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

実績報告書	区分	様式	部数	添付書類	提出期限
地域医療介護総合確保事業実績報告書	①看護学校教育環境整備事業（施設整備・設備整備以外） ②看護師等養成所の看護教員確保事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業 ④医療連携情報ネットワーク整備事業 ⑤包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業 ⑥地域医療ICT化推進事業 ⑦かかりつけ医定着事業 ⑧広島口腔保健センター機能充実推進事業（施設整備・設備整備以外） ⑨認知症疾患医療センター（診療所型）支援事業 ⑩医療保護入院者退院支援事業 ⑪在宅歯科医療提供時の医療安全の確保事業 ⑫広島市在宅歯科医療推進事業 ⑬在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業（施設整備・設備整備以外） ⑭循環型認知症医療・介護連携システム推進事業 ⑮認知症地域連携促進事業 ⑯訪問看護の機能強化事業 ⑰地域特性に応じた在宅医療人材育成事業 ⑱在宅医療・介護連携強化事業 ⑲地域包括支援センターマネジメント強化事業 ⑳福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業 ㉑福祉・介護の職場改善事業 ㉒福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業 ㉓助け合いによる生活支援の担い手養成事業	別記様式第6-1号	1部	(1) 精算額調書（別紙1-1） (2) 実績報告書（別紙2-1） (3) 収支決算書（市町等の場合は歳入歳出決算書） (4) その他参考資料	当該補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は当該会計年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日

<ul style="list-style-type: none"> ②④福祉・介護人材の資質向上支援事業 ②⑤喀痰吸引等特定行為の実施体制強化事業 ②⑥ケアマネジメント機能強化事業 ②⑦生活相談員のスキルアップ研修事業 ②⑧認知症医療・介護研修事業 ②⑨権利擁護人材の担い手養成・確保事業 ③⑩介護予防・重度化予防推進事業 ③⑪地域医療支援病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業 ③⑫終末期における新たな住まい方創出支援等事業 (施設整備以外) ③⑬在宅医療推進実践同行研修事業 ③⑭心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業 ③⑮歯科技工士人材育成事業 ③⑯訪問介護看護人材育成事業 ③⑰地域リハビリテーション活動推進事業 ③⑱介護保険における自立支援推進事業 ③⑲歯科衛生士修学支援事業 ④⑰在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業 ④⑱保育サポーターバンク事業 ④⑲ひろしまDMステーション構築事業 ④⑳要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援事業 ④㉑勤務医労働時間短縮事業 (施設整備・設備整備以外) ④㉒介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 ④㉓薬剤師の在宅チーム医療連携事業 ④㉔総合診療医確保・育成事業 ④㉕経済連携協定に基づく外国人介護職員研修支援事業 ④㉖医療介護情報連携推進事業 				
<ul style="list-style-type: none"> ①看護学校教育環境整備事業 (施設整備・設備整備) ②医療施設整備費補助金 ③広島口腔保健センター機能充実推進事業 (施設整備・設備整備) ④在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業 (施設整備・設備整備) ⑤訪問歯科衛生士養成事業 (設備整備) ⑥終末期における新たな住まい方創出支援等事業 (施設整備) 	<p>別記 様式第 6-2号</p>	<p>1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精算額調書 (別紙 1-1) (2) 実績報告書 (別紙 2-2) (3) 収支決算書 (市町等の場合は歳入歳出決算書) (4) 工事請負契約書等の写し (5) 工事仕様書 (6) 平面図及び立面図等 (7) 各室面積表 (8) 建物検査済証等 (9) 補助対象建物の外観及び主要設備の写真 (10) 補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図 	

<p>⑦勤務医労働時間短縮事業 (施設整備・設備整備) ⑧看護師勤務環境改善施設整備事業 ⑨看護師宿舍施設整備事業 ⑩病院内保育所施設整備事業</p>			<p>(11) 売買契約書の写し、検収調書又はこれにかわるものの写し (12) その他参考資料</p>	
<p>①介護施設等整備事業</p>	<p>別記様式第6-3号</p>	<p>1部</p>	<p>(1) 精算額調書(別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4、別紙1-5、別紙1-6、別紙1-7、別紙1-8) (2) 実績報告書(別紙2-3、別紙2-4、別紙2-5) (3) 歳入歳出決算書 (4) 各事業の完了が確認できる書類 (5) 実施事業者実績報告書(別紙2-6) (6) その他参考資料</p>	
<p>①介護施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分)</p>	<p>別記様式第6-4号</p>	<p>1部</p>	<p>(1) 精算額調書(別紙1-2、別紙1-3、別紙1-5、別紙1-8) (2) 実績報告書(別紙2-3、別紙2-5) (3) 歳入歳出決算書 (4) 各事業の完了が確認できる書類 (5) 実施事業者実績報告書(別紙2-7) (6) その他参考資料</p>	
<p>①病床機能分化・連携促進基盤整備事業</p>	<p>別記様式第6-5号</p>	<p>1部</p>	<p>(1) 精算額調書(別紙1-9) (2) 実績報告書(別紙2-8、2-9、2-10、2-10-1) (3) 収支決算書(市町等の場合は歳入歳出決算書) (4) その他参考資料</p>	
<p>①新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業</p>	<p>別記様式第6-6号</p>	<p>1部</p>	<p>(1) 精算額調書(別紙1-1) (2) 実績報告書(別紙2-11、別紙2-12) (3) 歳入歳出決算書 (4) その他参考資料</p>	
<p>①食事療養提供体制確保事業</p>	<p>広島県医療機関食料費高騰対策支援金交付要綱別記様式第1号又は第2号</p>	<p>1部</p>	<p>広島県医療機関食料費高騰対策支援金交付要綱別記様式第1号又は第2号</p>	<p>知事が別途定める日</p>

(交付の方法)

第10条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、規則第16条の規定により知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、知事が別に定める提出期限までに概算払請求書(別記様

式第7号)を提出しなければならない。

3 概算払を受けた者は、その金額確定後10日以内に、概算払精算書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 特別の理由により、第5条、第6条、第8条及び第9条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行し、平成28年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
看護学校教育環境整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	(1)看護師等養成所の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (2)看護師等養成所の標本、模型、教室等備品、建物設備及び教育用機械器具等の購入費 (3)(1)及び(2)を対象として市町が実施する補助事業に要する補助金 (4)看護師等養成所の教育環境の整備に係る協議、検討、調査、説明会等に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)	(1)1/2 (2)2/3 (3)施設整備に要する費用の1/2、設備整備に要する費用の2/3 (4)10/10
看護師等養成所の看護教員確保事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	看護師等養成所の教員の確保事業に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)	10/10
医療従事者等の確保・養成のための事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	医療従事者確保のための事業に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)	10/10
医療施設整備費補助金			
共同利用施設施設整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な開放型病棟の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診療室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、冷暖房、附属設備等)	1/2
共同利用施設設備整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	2/3

夜間救急診療所施設整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診療室、処置室、待合所、寝具倉庫、廊下、便所、冷暖房、附属設備等） ただし、次に掲げる費用を除く （ア）土地の取得又は整地に要する費用 （イ）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 （ウ）設計その他工事に伴う事務に要する費用 （エ）既存建物の買収に要する費用 （オ）その他の整備費として適当と認められない費用	1/2
夜間救急診療所設備整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所として必要な医療機器等の設備購入費	2/3
医療連携情報ネットワーク整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	ひろしま医療情報ネットワークの基盤の構築及び ICT を活用した医療・介護情報連携体制の構築に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	設備整備：2/3 設備整備以外：10/10
包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	広域的な人材育成・活躍支援体制の強化及び医師の研鑽支援に要する給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（研修負担金等）	設備整備：2/3 設備整備以外：10/10
地域医療 ICT 化推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	医療・介護情報の ICT 化の整備及び地域医療・介護連携ネットワークシステムの構築に必要な役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	設備整備：2/3 設備整備以外：10/10
かかりつけ医定着事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	かかりつけ医啓発のためのポスター作成及び掲示に要する需用費（印刷製本費）、役務費	10/10
広島口腔保健センター機能充実推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅歯科診療の拠点整備及び人材育成研修会の開催等に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	施設整備：1/2 設備整備：2/3 施設整備・設備整備以外：10/10
認知症疾患医療センター（診療所型）支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	認知症疾患医療センター（診療所型）が認知症患者の症状増悪時に係る診療及び療養計画説明等に要する経費	10/10
医療保護入院者退院支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	精神科病院が開催する医療保護入院者退院支援委員会に地域援助事業者等を招聘するために要する経費	10/10
在宅歯科医療提供時の医療安全の確保事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	医療安全対策に関する人材育成研修会、医療安全体制のネットワーク構築及び医療事故の未然防止対策の検討会議の開催に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を	設備整備：2/3 設備整備以外：10/10

		除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
広島市在宅歯科医療推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	摂食・嚥下機能障害に対応できる人材育成研修会及び多職種連携体制構築に係る関係者会議の開催に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	設備整備： 2/3 設備整備以外：10/10
在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上に関する事業の運営に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	施設整備： 1/2 設備整備： 2/3
循環型認知症医療・介護連携システム推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	認知症患者を受け入れる一般科病院、介護サービス提供事業所等への支援・連携体制を構築する事業に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
認知症地域連携促進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	認知症地域連携パスの普及に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
訪問看護の機能強化事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	訪問看護の機能強化への検討、基盤の構築及び人材の育成と確保に要する報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、交付金	10/10
地域特性に応じた在宅医療人材育成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅医療の人材の育成及び確保に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)	10/10
在宅医療・介護連携強化事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅医療・介護連携を推進するための都市部、中山間地域、島嶼部の現状を踏まえたモデル的な取組の支援に関する事業の運営に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	設備整備： 2/3 設備整備以外：10/10

地域包括支援センターマネジメント強化事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	地域包括支援センターの管理者等の育成に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
訪問歯科衛生士養成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅歯科診療に対応できる歯科衛生士を養成するために必要な歯科衛生士養成校における医療機器等の購入費	2/3
介護施設等整備事業			
地域密着型サービス等整備等助成事業			
地域密着型サービス等整備助成事業（施設ごとに交付額を算定）	<p>次の施設ごとに4,480千円×整備床数</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）及び併設されるショートステイ用居室（以下「地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室」という。）</p> <p>小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。介護療養型医療施設等転換整備支援事業及び介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）（以下「小規模介護付きホーム」という。）</p> <p>次の施設ごとに33,600千円/1施設</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅</p>	<p>左欄に掲げる施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	10/10

	<p>介護事業所 看護小規模多機能型 居宅介護事業所</p> <p>次の施設ごとに 5,940千円/1施設 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 11,900千円/1施設 認知症対応型デイサ ービスセンター 8,910千円/1施設 介護予防拠点 1,190千円/1施設 地域包括支援センタ ー 35,700千円/1施設 生活支援ハウス 1,190千円/整備床数 緊急ショートステイ 11,900千円/1施設 施設内保育施設 【空き家を活用した 整備事業】 次の施設ごとに8,910 千円/1施設 認知症高齢者グルー プホーム 小規模多機能型居宅 介護事業所 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 認知症対応型デイサ ービスセンター</p>		
<p>介護施設等の創設 を条件に行う広域 型施設の大規模修 繕・耐震化整備事業 (施設ごとに交付 額を算定)</p>	<p>次の施設ごとに1,128 千円×定員数 広域型(定員30人以 上)の特別養護老人ホ ーム(以下「広域型特 別養護老人ホーム」と いう。) 広域型(定員30人以 上)の介護老人保健施 設(以下「広域型介護 老人保健施設」とい う。) 広域型(定員30人以 上)の介護医療院(以 下「広域型介護医療 院」という。) 広域型(定員30人以 上)の養護老人ホーム (以下「広域型養護老 人ホーム」という。) 広域型(定員30人以</p>	<p>県計画及び市町計画に定める介護施設 等(特別養護老人ホーム、介護老人保健 施設、介護医療院、特定施設入居者生活 介護の指定を受けるケアハウス(以下 「特定付きケアハウス」という。)、認知 症高齢者グループホーム、小規模多機能 型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所、看護小規模多機 能型居宅介護事業所、有料老人ホーム又 はサービス付き高齢者向け住宅であつ て、特定施設入居者生活介護の指定を受 ける介護付きホーム(以下「介護付きホ ーム」という。))。いずれも、定員規模及 び助成を受けているかは問わない。)を 1施設創設することを条件に、左欄に掲 げる広域型施設1施設の大規模修繕又 は耐震化を行う事業を対象とする。 整備主体は同一法人とし、県計画及び市 町計画に沿った介護施設等の創設と広 域型施設の大規模修繕又は耐震化の両 方に係る1年から4年程度の範囲内を 期間とする整備計画を定め、いずれも令</p>	<p>10/10</p>

	上)の軽費老人ホーム (以下「広域型軽費老人ホーム」という。)	和5年度中に着工することとする。 左欄に掲げる広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
介護施設等の施設開設準備経費支援事業(施設ごとに交付額を算定)	次の施設ごとに 839千円×定員数 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 介護付きホーム 次の施設ごとに 839千円×宿泊定員数 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 次の施設ごとに 14,000千円/1施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4,200千円/1施設 施設内保育施設	左欄に掲げる施設等の円滑な開所や既存施設の増床、再開設時(改築時)に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	10/10
介護療養型医療施設等転換整備支援事業(開設準備経費等支援事業)(施設ごとに交付額を算定)	次の施設ごとに 219千円×転換前床数 介護療養型医療施設 219千円×定員数 介護医療院へ転換整備する介護療養型老人保健施設	介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	10/10
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業(施設ごとに交付額を算定)	次の施設ごとに 420千円×定員数 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設	左欄に掲げる施設等の大規模修繕(助成を受けいているかは問わない。)の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 ただし、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大	10/10

	<p>介護医療院 特定付きケアハウス 広域型養護老人ホーム 介護付きホーム 認知症高齢者グループホーム</p> <p>次の施設ごとに 420 千円×宿泊定員数 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>次の施設ごとに 7,000 千円/1 施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>210 千円×定員数 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（以下「小規模養護老人ホーム」という。）</p> <p>2,100 千円/1 施設 施設内保育施設</p>	<p>6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は補助対象とならない。</p>	
<p>介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発取組支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>介護予防拠点 100 千円/1 か所</p>	<p>介護予防拠点において参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。</p>	<p>10/10</p>
<p>定期借地権設定のための一時金の支援事業</p>			
<p>定期借地権設定のための一時金の支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、知事が定める合理的な方法による額）の2分の1</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る、）</p>	<p>1/2</p>

	看護小規模多機能型 居宅介護事業所 施設内保育施設 介護付きホーム		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業			
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業（施設ごとに交付額を算定）	個室からユニット化改修 1,190千円/整備床数 多床室（ユニット型個室の多床室を含む。）からユニット化改修 2,380千円/整備床数 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症グループホーム	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10/10
既存の特別養護老人ホーム等における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業（施設ごとに交付額を算定）	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室） 734千円×整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10/10
介護療養型医療施設等転換整備支援事業（施設ごとに交付額を算定）	次の施設・区分ごとに 介護療養型医療施設 介護医療院等へ転換整備する介護療養型老人保健施設 【創設】 2,240千円×転換前床数 【改築】 2,770千円×転換前床	左欄に掲げる施設等の介護老人保健施設等への転換のための整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	10/10

	<p>数</p> <p>【改修】</p> <p>1,115千円×転換前床数</p>	<p>本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<p>介護施設等における看取り環境整備推進事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに3,500千円/施設</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>介護付きホーム</p>	<p>左欄に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）の看取り対応が可能な環境の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	10/10
<p>共生型サービス事業所の整備推進事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに1,029千円/1施設</p> <p>通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</p> <p>短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>共生型サービス事業所の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	10/10
<p>介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</p>			
<p>簡易陰圧装置設置経費支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに4,320千円/台（定員数を上限とする。）</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院、介護療養型医療施設</p>	<p>左欄に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）において簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の</p>	10/10

		<p>養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス</p>	<p>2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
	<p>介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設・区分ごとに 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室の整備等 3,500千円/1施設・事業所</p>	<p>左欄に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）において感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	10/10
	<p>介護施設等における多床室の個室化に要する改修</p>	<p>次の施設ごとに 978千円/定員数 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設</p>	<p>左欄に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監</p>	10/10

	介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 生活支援ハウス	督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
--	---	---	--

介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備事業(施設ごとに交付額を算定)	次の施設ごとに介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 特定付きケアハウス 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	左欄に掲げる施設等(いずれも定員規模は問わない。)の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としない。 家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとし、設置場所は、敷地内又は近隣の設置に限定されない。 入居者については、左欄に掲げる施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等や左欄に掲げる施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。	1/3
----------------------------	--	--	-----

介護施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分)

地域密着型サービス等整備等助成事業

地域密着型サービス施設等の整備事業(施設ごとに交付額を算定)	次の施設ごとに4,480千円×整備床数 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居	左欄に掲げる施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要	10/10
--------------------------------	--	---	-------

	<p>室 小規模介護付きホーム 次の施設ごとに 33,600千円/1施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 次の施設ごとに 5,940千円/1施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 次の施設ごとに 11,900千円/1施設 施設内保育施設 【空き家を活用した整備事業】 次の施設ごとに 8,910千円/1施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター</p>	<p>する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>		
	<p>介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに1,128千円×定員数 広域型特別養護老人ホーム 広域型介護老人保健施設 広域型介護医療院 広域型養護老人ホーム 広域型軽費老人ホーム</p>	<p>県計画及び市町計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定付きケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、左欄に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業とする。 左欄に掲げる広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 整備主体は同一法人とし、県計画及び市町計画に沿った介護施設等の創設と広</p>	<p>10/10</p>

		<p>域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定め、いずれも令和5年度中に着工することとする。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<p>介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p>			
<p>介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに 839千円×定員数 特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 介護付きホーム 14,000千円/1施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>次の施設ごとに 839千円×宿泊定員数 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>次の施設ごとに 4,200千円/1施設 施設内保育施設</p>	<p>左欄に掲げる施設等の円滑な開所や既存施設の増床等に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p>	<p>10/10</p>
<p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに 420千円×定員数 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 特定付きケアハウス 広域型養護老人ホーム 介護付きホーム 認知症高齢者グループホーム</p> <p>次の施設ごとに 420千円×宿泊定員数 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 次の施設ごとに</p>	<p>左欄に掲げる施設等の大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p> <p>ただし、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は補助対象とならない。</p>	<p>10/10</p>

	<p>定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 7,000千円/1施設</p> <p>小規模養護老人ホーム 210千円×定員数</p> <p>施設内保育施設 2,100千円/1施設</p>		
定期借地権設定のための一時金の支援事業			
<p>定期借地権設定のための一時金の支援事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、知事が定める合理的な方法による額）の2分の1</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>施設内保育施設</p> <p>介護付きホーム</p>	<p>特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る、）</p>	<p>1/2</p>
介護職員の宿舎施設整備事業			
<p>介護職員の宿舎施設整備事業（施設ごとに交付額を算定）</p>	<p>次の施設ごとに介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>特定付きケアハウス</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>介護付きホーム</p>	<p>左欄に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としない。</p>	<p>1/3</p>

		※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとし、設置場所は、敷地内又は近隣の設置に限定されない。入居者については、左欄に掲げる施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や左欄に掲げる施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。	
--	--	--	--	--

福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業

介護職場復帰を希望する介護福祉士の再就職支援実施事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	再就職支援のための研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金	10/10
福祉・介護人材確保基盤整備事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	地域人材確保推進協議会に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金	10/10
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会運営事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金	10/10
外国人介護人材確保・定着支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	外国人介護人材確保・定着支援事業に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10

福祉・介護の職場改善事業

人材マネジメントスキル向上事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	人材マネジメントスキル向上研修等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
優良法人の認証及びコンサルティングの実施事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	宣言法人における申請書審査事務等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
福祉・介護職場の合同入職式開催事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	合同入職式に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
ICT・介護ロボット導入支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	各市町での事業説明会や展示会、セミナー開催、ICT・介護ロボット導入に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、	10/10

		旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金	
福祉・介護職等のイメージ改善・理解促進事業			
福祉・介護のイベントの開催事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	「介護の日」イベントに係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
啓発活動事業（ポスター募集）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小学校・中学校・高等学校への訪問等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
理解促進事業（学校訪問・出前講座）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小学校・中学校・高等学校・大学への訪問等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
助け合いによる生活支援の担い手養成事業			
住民リーダー養成等事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	住民リーダーの養成等に係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
コミュニティ・ソーシャルワーク実践者養成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	コミュニティ・ソーシャルワーク実践者の養成等に係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
福祉・介護人材の資質向上支援事業			
県標準マニュアルによる介護技術向上研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	介護技術向上研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
認知症高齢者の虐待防止研修及び相談会事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小規模事業所における認知症高齢者の虐待防止研修及び相談会に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
介護職員新任基礎研修事業（小規模事業所）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小規模事業所における介護職員新任基礎研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
介護職員中堅職員等研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小規模事業所における中堅職員等研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本	10/10

		費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、 役務費、委託料、使用料及び賃借料	
新任訪問介護員養成研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小規模事業所における新任訪問介護員養成研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
小規模事業所介護人材育成研修事業（介護職員技能等向上支援事業）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	小規模事業所における介護人材育成研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
認知症ケア向上のための研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	認知症ケア向上のための研修に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
喀痰吸引等特定行為の実施体制強化事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	喀痰吸引等研修等に係る給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金	10/10
ケアマネジメント機能強化事業			
介護支援専門員の養成及び専門性強化事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	介護支援専門員の養成及び専門性強化に係る報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金、備品購入費	10/10
新たなケアプラン策定手法構築事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	新たなケアプラン策定手法構築に係る委託料	10/10
生活相談員のスキルアップ研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	生活相談員スキルアップ研修及び入所決定統一化に伴う環境の整備に係る報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
認知症医療・介護研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	認知症医療・介護研修に係る諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10/10
権利擁護人材の担い手養成・確保事業			
生活支援員等養成等事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	生活支援員（後見支援員）養成研修及び体制整備におけるコーディネーターに係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料	10/10

市民後見人養成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	市民後見人の養成等に係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
介護相談員育成に係る研修支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	公益団体が実施する研修費用（旅費・受講料等）	10/10
介護予防・重度化予防推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等の資質向上に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）	10/10
地域医療支援病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	周術期医科歯科連携推進のための周知・啓発及び歯科医師等への技術研修開催等に要する報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
終末期における新たな住まい方創出支援等事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	ホスピスホームの整備又はACPの普及啓発に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	施設整備： 1/2 施設整備以外：10/10
病床機能分化・連携促進基盤整備事業			
回復期病床への転換に係る事業	次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額 (1)施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数 (2)設備整備 10,800 千円/1 施設	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する回復期病棟（室）を整備することに伴う次の経費 (1) 病棟（室）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 (2) 病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費（1品当たり100千円以上のものに限る。）	1/2
医療機関の事業縮小に係る事業	次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得	各圏域において過剰とされる病床を削減することに伴う次の経費 (1) 不要となる病棟（室）を他の用途へ変	1/2

	<p>た額</p> <p>(1)施設整備 4,270 千円×削減病床数</p> <p>(2)施設等処分 ・建物 2,320 千円×削減病床数 ・機器 5,400 千円/1 施設</p> <p>(3)人件費 6,000 千円/対象職員数</p>	<p>更(機能転換以外)するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア)土地の取得又は整地に要する費用 (イ)門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ)既存建物の買収に要する費用 (オ)その他の整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2)不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。</p> <p>(3)退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p>	
<p>複数医療機関間の連携による病床再編事業</p>	<p>次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額</p> <p>(1)病棟(室)等の施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数</p> <p>(2)病床を含まない施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×削減病床数 ・改修 4,270 千円×削減病床数</p> <p>(3)設備整備 10,800 千円/1 施設</p> <p>(4)施設等処分</p>	<p>複数医療機関間の再編計画に基づき実施する病床再編事業のうち、次の経費</p> <p>(1)機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア)土地の取得又は整地に要する費用 (イ)門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ)既存建物の買収に要する費用 (オ)その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(2)との併用はできないものとする。</p> <p>(2)再編後の地域の医療提供体制を維持するために必要な施設の新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア)土地の取得又は整地に要する費用 (イ)門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ)既存建物の買収に要する費用 (オ)その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(1)との併用はできないものとする。</p>	<p>1/2 (3/4)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 2,320 千円×削減病床数 ・機器 10,800 千円/1 施設 (5) 人件費 (退職金の割増相当額) 6,000 千円/対象職員数 (6) 人件費 (現給保障) 6,000 千円/対象職員数 (補助期間の上限は雇用契約締結後 3 年間とする) 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 機能分化・連携に資する病棟 (室) 等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 (1 品当たり 100 千円以上のものに限る。) (4) 病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分 (廃棄、解体又は売却) に係る損失 (固定資産除却損・固定資産廃棄損・固定資産売却損 (売却収入を含む)) (財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) 及び不要となる医療機器の移転に要する経費 <p>ただし、広島県地域医療構想公示日まで取得 (契約) したものに限り対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 退職する職員の早期退職制度 (法人等の就業規則等で定めたものに限る) の活用により上積みされた退職金の割増相当額 (6) 新たに雇用契約を締結する職員 (再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。) の現給保障に要する経費のうち、名称に関わらず次の性質を有する給与 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 基本給 (イ) 賞与 (ウ) 技能手当 (エ) 管理職手当 (オ) 通勤手当 (カ) 住居手当 (キ) 扶養手当 (ク) その他県が認めるもの <p>ただし、給与は、法人等の就業規則等で定めたものを対象とし、名称に関わらず時間外手当の性質を有するもの及び法定福利費を除く</p>	
在宅医療推進実践同行研修事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅医療の実践を学ぶ同行研修等の実施に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	心不全患者の在宅支援体制の構築に要する報償費、賃金、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料	1/3
歯科技工士人材育成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	精度の高い良質な義歯・歯科補綴物の製作が可能な人材の養成に係る報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
訪問介護看護人材育成事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	訪問介護看護人材の育成及び確保に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、	10/10

		食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	
地域リハビリテーション活動推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)等の地域リハビリテーション活動支援事業の推進に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
介護保険における自立支援推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	介護保険における自立支援の推進に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
歯科衛生士修学支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	中山間地域等における就業歯科衛生士の確保に要する報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、貸付金	10/10
在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	質の高い在宅歯科診療の提供等を行う歯科医師・歯科衛生士の育成に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	設備整備： 2/3 設備整備以外：10/10
保育サポーターバンク事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	女性医師等を支援する保育サポーターバンクを運営するために要する人件費、報酬費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料	10/10
ひろしま DM ステーション構築事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	糖尿病専門医等による遠隔での療養指導や地域の医療機関に対する研修に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援事業に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
勤務医労働時間短縮事業	最大使用病床数に133千円を乗じて得た額と、対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額	「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に要する経費	施設整備 1/2 設備整備 2/3 施設整備・設備整備以外 10/10
介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	介護分野への就職に向けた支援金貸付事業の運営に必要な貸付原資及び次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	10/10

<p>新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業</p>	<p>予算の範囲内で知事が必要と認める額</p>	<p>指定都市及び中核市が実施する次の内容の補助事業に要する経費 介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費に係る報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費等。ただし、食糧費を除く。）役務費、使用料及び賃借料</p>	<p>10/10</p>
<p>薬剤師の在宅チーム医療連携事業</p>	<p>予算の範囲内で知事が必要と認める額</p>	<p>薬剤師の在宅チーム医療連携事業の運営に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10/10</p>
<p>総合診療医確保・育成事業</p>	<p>予算の範囲内で知事が必要と認める額</p>	<p>総合診療医確保・育成に要する報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10/10</p>
<p>看護師勤務環境改善施設整備事業</p>	<p>基準面積に単価を乗じて得た額 基準面積： 1 看護単位につき 50 m² 単価： 鉄筋コンクリート 159,900 円/m² ブロック 139,700 円/m² 木造 159,900 円/m² ナースコールを更新付設する場合は 1 m² 当たり 114,200 円を加算する。</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止に繋がる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（ナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等）</p>	<p>0.33</p>
<p>看護師宿舍施設整備事業</p>	<p>基準面積に単価を乗じて得た額 基準面積： 看護師 1 人当たり 33 m² 単価： 鉄筋コンクリート 178,500 円/m² ブロック 156,000 円/m² 木造 178,500 円/m²</p>	<p>病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。）</p>	<p>0.33</p>
<p>病院内保育所施設整備事業</p>	<p>基準面積に単価を乗じて得た額 基準面積： 収容定員×5 m²（ただし 30 人を限度とする） 単価：</p>	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費。</p>	<p>0.33</p>

	鉄筋コンクリート 148,300 円/㎡ ブロック 129,900 円/㎡ 木造 148,300 円/㎡		
経済連携協定に基づく外国人介護職員研修支援事業	日本語の学習支援、介護分野の専門知識の学習支援、学習環境の整備に要する経費：外国人介護福祉士候補者 1 人あたり 150 千円 喀痰吸引等研修の受講に要する経費：外国人介護福祉士候補者 1 人あたり 75 千円 研修を担当する者の活動に要する経費：1 受入施設あたり 60 千円	日本語の学習支援、介護分野の専門知識の学習支援、学習環境の整備に要する報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。） ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助額を月割り等すること 喀痰吸引等研修の受講に要する旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。） 研修を担当する者の活動に要する諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る。）	10/10
医療介護情報連携推進事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	在宅医療介護情報連携の推進に係る協議、検討、調査に要する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等。ただし、食糧費を除く。）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）、備品購入費	10/10
食事療養提供体制確保事業	予算の範囲内で知事が必要と認める額	食事療養提供体制確保事業に要する委託料、補助金	10/10

(注) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業のうち複数医療機関間の連携による病床再編事業の補助率の欄において()内に示した補助率は、厚生労働省が選定する重点支援区域（令和 2 年 1 月 10 日付け医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき厚生労働大臣が選定する地域をいう。）に選定された場合又は再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が 400 床以上である計画若しくは再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院若しくは地域医療支援病院が含まれる計画であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること
- (2) 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること
- (3) 医療機関が所在する圏域の地域医療構想調整会議及び県単位の地域医療構想調整会議において合意を得ること

年度補助金調書

(事業者名)

県			市 町										備 考	
歳出予算 科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費補 助金相当額	支出済額	うち県費補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち県費補 助金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

- 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1-1）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙2-1）
- 4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付資料
その他参考となる資料

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1-1）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙2-2）
- 4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
 - （1）工事費見積書
 - （2）補助対象区域の工事設計図
 - （3）各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 - （4）整備工事箇所の写真
 - （5）補助対象機器の仕様書又はカタログ
 - （6）その他参考となる資料

広島県知事様

市町長

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 事業の種類

2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4、別紙1-5、別紙1-6、別紙1-7、別紙1-8）

3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙2-3）

4 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

5 添付書類

その他参考となる資料

広 島 県 知 事 様

市 町 長

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業
（在宅・施設サービスの整備の加速化分）交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 事業の種類

2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙 1 - 2、別紙 1 - 3、
別紙 1 - 5、別紙 1 - 8）

3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙 2 - 4）

4 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

5 添付書類

その他参考となる資料

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業の種類
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1-9）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙2-5、別紙2-6、別紙2-7、別紙2-7-1）
- 4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
その他参考となる資料

広島県知事様

市長

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書
(新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業)

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1－1）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙2－10）
- 4 年度歳入歳出予算（見込）書抄本
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)
	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第 4 欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1、000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第 2 欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【地域密着型サービス等整備等助成事業】

事業名：①地域密着型サービス等整備事業（空き家を活用した整備事業を含む。）

②介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在地	配分基 礎単価 (A)	整備内容 ①整備床数又 は施設数 ②定員数 (B)	補助基準額 (A) × (B) (C)	総事業費 (D)	寄付金そ 他の収 入額 (E)	差引額 (D) - (E) (F)	対象経費 の支出 見込額 (G)	申請額	①②抵当権設定 ②創設する施設等 種別
1					円		円	円	円	円	円	円	
2													
3													
4													
5													
合計													

(注1) 各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄、F欄及びG欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(注2) 「①②抵当権設定 ②創設施設等種別」欄には、補助財産取得時に併せて抵当権を設定する場合「有り」と、大規模修繕・耐震化整備事業の場合、創設する施設等の種別を記入すること。

(注3) 事業毎に別業とすること。不要の「事業者名」は削除すること。

※添付書類

- ・見積書（工事内訳書含む）
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び整備箇所が分かるもの）

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】

事業名：①介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

②介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備支援事業（開設準備経費等支援事業）

③介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等種別	施設等の名称	事業者名	施設所在地	配分基礎	整備内容	補助基準額	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出見込額	申請額
					単価	①開設定員 ②転換前床数 ③定員数又は施設数	(A) × (B)					
1					円		円	円	円	円	円	円
2												
3												
4												
5												
合計												

(注1) 各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄、F欄及びG欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(注2) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業名」は削除すること。

※添付書類

- ・見積書
- ・大規模修繕、設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】
 (介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発取組支援事業)

市町名	
-----	--

	施設等の名称	事業者名	施設所在地	補助基準額 (A)	総事業費 (B)	寄付金その他の 収入額 (C)	差引額 (B)-(C) (D)	対象経費の 実支出見込額 (E)	申請額	備考
1				円	円	円	円	円	円	
2										
3										
4										
5										
	合計									

(注1) 各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はA欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

※添付書類

・見積書

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【定期借地権設定のための一時金の支援事業】

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等種別	施設等の名称	事業者名	施設所在地	施設数（上段） 整備床数（下段）	総事業費 （一時金の額） （A）	寄付金その他 の収入額 （B）	差引額 （A）－（B） （C）	補助基準額 （路線価の1/2） （D）	申請額
1						円	円	円	円	円
2										
3										
4										
5										
	合計									

（注1）各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄及びD欄の額を比較して最も低い額に補助率を乗じた額とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

※ 添付書類

公正証書の写し、定期借地権契約書の写し、路線価の写し

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業】

事業名：①既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

②既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

③介護療養型医療施設等転換整備支援事業

④介護施設等における看取り環境整備推進事業

⑤共生型サービス事業所の整備推進事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在地	配分基 礎単価 (A)	整備内容 ①整備床数 ②転換前床数 ③整備数 (B)	補助基準額 (A) × (B) (C)	総事業費 (D)	寄付金その 他の収入額 (E)	差引額 (D) - (E) (F)	対象経費の 実支出見込 額 (G)	申請額	区分
1													
2													
3													
4													
5													
合計													

(注1) 各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄、F欄及びG欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(注2) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業者名」は削除すること。

(注3) 「②介護療養型医療施設等転換整備支援事業」の場合、「区分」欄には、「創設」、「改築」、「改修」のいずれか該当する区分を記載すること。

※添付書類

- ・見積書（工事内訳書含む）
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業】

- 事業名：①介護施設等における簡易陰圧装置設置に係る経費支援事業
 ②介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
 ③介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

市町名	
-----	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在地	配分基礎 単価 (A)	整備内容 (B)	補助基準額 (A×B) (C)	総事業費 (D)	寄付金その 他の収入額 (E)	差引額 (B)－(C) (F)	対象経費の実支 出(見込)額 (G)	申請額
1					円		円	円	円	円	円	円
2												
3												
4												
5												
合計												

(注1) 申請額欄には、各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄、F欄及びG欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(注2) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業者名」は削除すること。

(注3) 整備内容欄には、①の事業は「設置台数」を、②の事業は「玄関室設置、動線分離、家族面会室整備」で該当するものを、③の事業は個室化する室数を記載すること。

※添付書類

- ・見積書又は契約書、納品書又は領収書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び設置（予定）箇所が分かるもの）

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書【介護職員の宿舍施設整備事業】

市町名	
-----	--

	事業者の施設等種別	宿舍の名称	事業者名	施設所在地	宿舍の延べ床面積 (A)	補助対象面積 (補助基準面積) (B)	宿舍定員数 (C)	総事業費 (D)	寄付金その他の収入額 (E)	差引額 (D)-(E) (F)	対象経費の実支出額 見込 (G)	申請額
					m ²	m ²	人	円	円	円	円	円
1												
2												
3												
4												
5												
	合計											

(注1) 申請額欄には、各施設ごとに所要額を記入することとし、申請額はC欄、F欄及びG欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

また、申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(注2) (B) 欄には、上段に補助対象面積を、下段に () 書きで補助基準面積 (宿舍定員×33 m²) を記載すること。

※添付書類

- ・見積書、平面図、位置図、写真等 (現況写真及び整備箇所が分かるもの)

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書
 (病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)
	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第 4 欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1、000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第 2 欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書

(事業者名)

1 事業実施計画書

① 事業名	
② 事業実施目的	
③ 事業実施計画	
④ 補助金所要額	
⑤ 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑥ 本年度進捗見込	

(注) 1 ②は、実施する事業の目的を詳細に記入すること。

2 ③は、実施する事業の具体的な計画について記入すること。当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

3 ⑥は、実施する事業全体のうち、本年度の進捗見込みについて、具体的に記入すること。

2 支出予定額内訳書

(事業者名)

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳	備 考
(例) 報 酬 旅 費 負 担 金 使 ・ 賃 消 耗 品 費 ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。 必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書

事業の名称		全体計画	年度～ 年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）	所在地	

1 施設の規模及び構造

(1) 施設整備事業（解体撤去工事を除く）

敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）		
事業の種別	（新築、増築、改築、改修の別）		
建物の構造及び面積	（造）	地上階建 地下階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合 年 月 日契約		
施工予定期間	着工	年 月 日 ~ 竣工	年 月 日 事業開始予定年月日 年 月 日

(2) 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

建物の構造及び面積	（造）	地上階建 地下階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
建築年月日	昭和・ 年 月 日（築 年）		
財産処分の有無	無・有（補助事業名） （補助年度 昭和・ 年度）（補助金額 円）		
施工予定期間	着工	年 月 日 ~ 完了	年 月 日

(3) 施設整備費内訳

区分	費目	面積	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	
	小計			
補助対象外事業分				
	小計			
合計				

(4) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区 分	金 額	備 考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地方債 (4) 寄付金 (5) 自己資金 (6) その他	円	(内 訳)
計		

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
(介護施設等整備事業)

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的、必要性及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 入所(宿泊) 予定定員 人
- 6 地域密着型サービス等整備助成事業計画(空き家を活用した整備事業も含む。)

(1)施設種別()

(2)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(3)建築関係法令の状況

(4)耐震・耐火等適否 適 or 否

(5)施設建築予定地の状況

(6)総事業費 円

財源内訳

資金計画の適否

(7)整備費内訳(対象経費)

- | | |
|-----------|---|
| ア 主体工事費 | 円 |
| イ 解体撤去工事費 | 円 |
| ウ その他の工事費 | 円 |
| エ 工事請負費 | 円 |
| オ その他の経費 | 円 |
| カ 合計 | 円 |

(8)施工計画

- | | | | |
|-----------|---|---|---|
| ア 契約年月日 | 年 | 月 | 日 |
| イ 着工年月日 | 年 | 月 | 日 |
| ウ 竣工年月日 | 年 | 月 | 日 |
| エ 使用開始年月日 | 年 | 月 | 日 |

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等(現況写真及び整備箇所が分かるもの)

7 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業計画

(1)修繕耐震化を行う施設種別()

(2)修繕耐震化を行う施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(3)建築関係法令の状況

(4)大規模修繕・耐震化計画

期間 年 月 ~ 年 月

修繕・耐震化工事の内容

(5)施設建築予定地の状況

(6)総事業費 円

財源内訳

資金計画の適否

(7)整備費内訳（対象経費）

ア	主体工事費				円
イ	解体撤去工事費				円
ウ	その他の工事費				円
エ	工事請負費				円
オ	その他の経費				円
カ	合計				円

(8)施工計画

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日
エ	使用開始年月日	年	月	日

(9)大規模修繕・耐震化にあわせて創設する介護施設等

創設施設種別

施設開設年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

8 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画

(1)総事業費 円

(2)整備費内訳（対象経費）

ア	看護・介護職員等の雇い上げ経費	円
イ	普及啓発経費	円
ウ	職員募集経費	円
エ	開設準備事務経費	円
オ	初度設備経費	円
カ	合計	円

(3)実施計画

ア	補助事業開始年月日	年	月	日
イ	施設開設年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書

9 介護療養型医療施設等転換整備支援事業（開設準備経費等支援事業）計画

(1)総事業費 円

(2)整備費内訳（対象経費）

ア	看護・介護職員等の雇い上げ経費	円
イ	普及啓発経費	円
ウ	職員募集経費	円
エ	開設準備事務経費	円
オ	初度設備経費	円
カ	合計	円

(3)実施計画

ア	補助事業開始年月日	年	月	日
イ	施設開設年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書

10 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット導入支援事業計画

(1) 介護ロボットの種別（該当するものを○）

移乗介護 移動支援 排泄支援 見守り・コミュニケーション
入浴支援 介護業務支援

(2) 介護ロボットの製品名×導入（セット）数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(3) 介護ロボットの導入に至る経緯

(4) 介護ロボットの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目
2年目
3年目

(5) 介護ロボット導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間
イ 修繕内容

※添付書類

- ・見積書
- ・大規模修繕、設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）

11 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うICT導入支援事業計画

(1) ICTの製品名×導入（セット）数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(2) 連携する介護ソフト名（該当がある場合記載）

(3) ICT導入に至る経緯

(4) ICTの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目
2年目
3年目

(5) ICT導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間
イ 修繕内容

※添付書類

・見積書

・大規模修繕、設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）

12 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発取組事業計画

(1)総事業費 円

(2)整備費内訳（対象経費）

ア 需用費 円

イ 備品購入費 円

ウ 報酬 円

エ 旅費 円

オ 役務費 円

カ 委託料 円

カ 合計 円

(3)実施計画

ア 補助事業開始年月日 年 月 日

イ 介護予防拠点実施数 箇所

※添付書類

・見積書

13 定期借地権設定のための一時金の支援事業計画

(1)総事業費（一時金の額） 円

(2)路線価の2分の1の額 円

(3)実施計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 賃貸借期間 年間

(年 月 日 ～ 年 月 日まで)

※添付書類

・公正証書の写し、定期借地権契約書の写し、路線価の写し

14 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業計画

(1)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

(2)総事業費 円

(3)整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(4)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

・見積書

・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

15 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業計画

(1)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

- (2)総事業費 円
- (3)整備費内訳（対象経費）
 - ア 主体工事費 円
 - イ その他の工事費 円
 - ウ 工事請負費 円
 - エ その他の経費 円
 - オ 合計 円

- (4)施工計画
 - ア 契約年月日 年 月 日
 - イ 着工年月日 年 月 日
 - ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

16 介護療養型医療施設等転換整備事業計画

- (1)区分 創設 改築 改修

(2)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

- (3)総事業費 円
- (4)整備費内訳（対象経費）
 - ア 主体工事費 円
 - イ その他の工事費 円
 - ウ 工事請負費 円
 - エ その他の経費 円
 - オ 合計 円

- (5)施工計画
 - ア 契約年月日 年 月 日
 - イ 着工年月日 年 月 日
 - ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

17 介護施設等の看取り環境整備推進事業計画

(1)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

- (2)総事業費 円
- (3)整備費内訳（対象経費）
 - ア 主体工事費 円
 - イ その他の工事費 円
 - ウ 工事請負費 円
 - エ その他の経費 円
 - オ 合計 円

- (4)施工計画
 - ア 契約年月日 年 月 日
 - イ 着工年月日 年 月 日
 - ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書

・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

18 共生型サービス事業所の整備推進事業計画

(1)施設種別（ ）

(2)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(3)総事業費 円

(4)整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(5)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

・見積書

・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

19 介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援事業計画

(1)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(2)簡易陰圧装置の製品名×設置台数

品名	×	台
----	---	---

(3)総事業費 円

(4)整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(5)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

・見積書

・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

20 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援計画

(1)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業計画

ア 施設名称・ユニット数

イ 玄関室設置数 箇所

ウ 総事業費 円

エ 整備費内訳（対象経費）

主体工事費 円

その他の工事費 円

工事請負費 円

その他の経費 円
 合計 円

オ 施工計画
 契約年月日 年 月 日
 着工年月日 年 月 日
 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

(2)従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業計画

ア 施設名称

イ ゾーニング整備数 箇所

ウ 総事業費 円

エ 整備費内訳（対象経費）

主体工事費 円
 その他の工事費 円
 工事請負費 円
 その他の経費 円
 合計 円

オ 施工計画
 契約年月日 年 月 日
 着工年月日 年 月 日
 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

(3)家族面会室の整備等経費支援事業計画

ア 施設・事業所名称

イ 面会室整備数 箇所

ウ 整備内容

エ 総事業費 円

オ 整備費内訳（対象経費）

主体工事費 円
 その他の工事費 円
 工事請負費 円
 その他の経費 円
 合計 円

カ 施工計画
 契約年月日 年 月 日
 着工年月日 年 月 日
 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び改修箇所が分かるもの）

21 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業計画

(1)施設種別（ ）

(2)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
(3)改修内容 ()				
(4)総事業費				円
(5)整備費内訳 (対象経費)				
ア	主体工事費			円
イ	その他の工事費			円
ウ	工事請負費			円
エ	その他の経費			円
オ	合計			円

(6)施工計画				
ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び改修箇所が分かるもの)

22 介護職員の宿舎施設整備事業計画

(1)宿舎施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ² (内: 補助対象	m ²)
(2)定員		人			
(3)総事業費				円	
(4)整備費内訳 (対象経費)					
ア	主体工事費			円	
イ	その他の工事費			円	
ウ	工事請負費			円	
エ	その他の経費			円	
オ	合計			円	

(5)施工計画				
ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び改修箇所が分かるもの)

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
(介護施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分))

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的、必要性及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 入所 (宿泊) 予定定員 人
- 6 地域密着型サービス等整備助成事業計画

- (1) 施設種別 ()
- (2) 施設の構造概要

	造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
--	---	----	------	----------------------	----------------
- (3) 建築関係法令の状況
- (4) 耐震・耐火等適否 適 or 否
- (5) 施設建築予定地の状況
- (6) 総事業費 円
 - 財源内訳
 - 資金計画の適否
- (7) 整備費内訳 (対象経費)

ア 主体工事費	円
イ 解体撤去工事費	円
ウ その他の工事費	円
エ 工事請負費	円
オ その他の経費	円
カ 合計	円

- (8) 施工計画

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日
エ	使用開始年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び整備箇所が分かるもの)
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び整備箇所が分かるもの)

- 7 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業計画

- (1) 修繕耐震化を行う施設種別 ()
- (2) 修繕耐震化を行う施設の構造概要

	造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
--	---	----	------	----------------------	----------------
- (3) 建築関係法令の状況
- (4) 大規模修繕・耐震化計画

	期間	年	月	～	年	月
--	----	---	---	---	---	---

修繕・耐震化工事の内容
- (5) 施設建築予定地の状況
- (6) 総事業費 円

財源内訳

資金計画の適否

(7) 整備費内訳 (対象経費)

ア 主体工事費				円
イ 解体撤去工事費				円
ウ その他の工事費				円
エ 工事請負費				円
オ その他の経費				円
カ 合計				円

(8) 施工計画

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日
エ 使用開始年月日	年	月	日

(9) 大規模修繕・耐震化にあわせて創設する介護施設等

創設施設種別

施設開設年月日	年	月	日
---------	---	---	---

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び改修箇所が分かるもの)

8 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画

(1) 総事業費 円

(2) 整備費内訳 (対象経費)

ア 看護・介護職員等の雇い上げ経費	円
イ 普及啓発経費	円
ウ 職員募集経費	円
エ 開設準備事務経費	円
オ 初度設備経費	円
カ 合計	円

(3) 実施計画

ア 補助事業開始年月日	年	月	日
イ 施設開設年月日	年	月	日

※添付書類

- ・見積書

9 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット導入支援事業計画

(1) 介護ロボットの種別 (該当するものを○)

移乗介護 移動支援 排泄支援 見守り・コミュニケーション
入浴支援 介護業務支援

(2) 介護ロボットの製品名×導入 (セット) 数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(3) 介護ロボットの導入に至る経緯

(4) 介護ロボットの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目

2年目

3年目

(5) 介護ロボット導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間

イ 修繕内容

※添付書類

・見積書

・大規模修繕、設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）

10 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うICT導入事業計画

(1) ICTの製品名×導入（セット）数

品名 × 導入数

品名 × 導入数

品名 × 導入数

品名 × 導入数

品名 × 導入数

(2) 連携する介護ソフト名（該当がある場合記載）

(3) ICT導入に至る経緯

(4) ICTの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目

2年目

3年目

(5) ICT導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間

イ 修繕内容

※添付書類

・見積書

・大規模修繕、設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）

11 定期借地権設定のための一時金の支援事業計画

(1) 総事業費（一時金の額） 円

(2) 路線価の2分の1の額 円

(3) 実施計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 賃貸借期間 年間

(年 月 日 ～ 年 月 日まで)

※添付書類

・公正証書の写し、定期借地権契約書の写し、路線価の写し

12 介護職員の宿舎施設整備事業計画

(1) 宿舎施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ² (内: 補助対象	m ²)
---	----	------	----------------------	-------------------------	------------------

(2) 定員 人

(3) 総事業費 円

(4) 整備費内訳 (対象経費)

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(5) 施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・見積書
- ・平面図、位置図、写真等 (現況写真及び改修箇所が分かるもの)

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）】

事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床への転換に係る事業 ・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業 	全体計画	年度～ 年度			
開設者（設置者）	団体名（病院名）	所在地				
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）			
事業の種類別	（新築、増改築、改修の別）			
建物の構造及び面積	（	造）	地上 階建	建築面積 m ²
			地下 階	延べ面積 m ²
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合		年 月 日契約	
施工予定期間	着工	年 月 日	～ 竣工	年 月 日
			事業開始予定年月日	年 月 日

(2) 施設整備費内訳

区分	費 目	面 積	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	
	小 計			
補助対象外事業分				
	小 計			
合 計				

(3) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地方債 (4) 寄付金 (5) 借入金 (6) 自己資金 (7) その他	円	(内訳)
計		

※添付書類

- ・ 工事費見積書
- ・ 補助対象区域の工事設計図
- ・ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・ 整備工事箇所の写真
- ・ 補助対象機器の仕様書又はカタログ
- ・ その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設等処分）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）		団体名（病院名）		所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 処分施設の概要

区分	建物名及び構造	建築面積	延べ面積	建築年月日	施工予定期間
事業分 補助対象	(造 階)	m ²	m ²		
事業分 補助対象外					

(2) 施設処分内訳

区分	建物名	取得価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
事業分 補助対象		円	円	円	円	円	円
	小 計						
事業分 補助対象外							
	小 計						
合 計							

(2) 設備処分内訳

区分	品名	数量	取得 年月日	設置 場所	取得 価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分等 費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
					円	円	円	円	円	円
事業分 補助対象										
	小計									
事業分 補助対象外										
	小計									
合計										

※添付書類

- ・工事費見積書
- ・補助対象区域の工事設計図
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・補助対象建物の外観及び整備工事箇所の写真
- ・補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	退職見込者名	退職金支給 見込額	左のうち 割増相当額	備考
		円	円	(個人毎の算定方法及び内訳)
	計			

※添付書類

- ・早期退職する職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等）
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	対象見込者名	現給保障額		備考
		補助対象外	補助対象	
		円	円	（個人毎の算定方法及び内訳）
	計			

※添付書類

- ・現給保障に要する経費の明細が明らかとなる資料
- ・現給保障の算定に当たり根拠となるもの（就業規則等）の写し
- ・再編医療機関間での現給保障に係る補填状況がある場合は、その内容が把握できる資料（再編に係る基本合意書等）
- ・その他参考となる資料

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者（管理者）名		
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

(実績等)

1 当該事業に係る最大 使用病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数 ※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数
	一般病床	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年 1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （ ）件	
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない）	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件 期間：（ ）年 1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	<input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ④ その他在宅医療 実績等（ ）	
4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	別紙2-9に記載すること。	

〔記載上の注意〕

- 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。
- 別紙2-9を添付すること。

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項 (□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤： () 名	非常勤： () 名
	宿日直 (*1) を担当する医師数：() 名 (うち非常勤 () 名)	
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること		
イ 勤務医の勤務状況の把握等 (令和 年 月分)		
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法 <input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード <input type="checkbox"/> 出席簿又は管理簿等の用紙による記録 (上司等による客観的な確認あり) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：)		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況 (*2) の把握内容 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇取得率 <input type="checkbox"/> 時短勤務実施者 (*3) 数 <input type="checkbox"/> 育児休業・介護休業の取得率 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：) *2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者		
(ウ) 超過勤務時間 (時間/月) (*4) 平均： () 時間/月 80時間/月以上の者の人数： () 名 最大： () 時間/月 155時間/月以上の者の人数： () 名 最小： () 時間/月 *4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間：法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和		
(エ) 宿日直 (回/月) 平均： () 回/月 最大： () 回/月 最小： () 回/月 連日当直を実施した者の人数及び回数： () 名・のべ () 回		
(オ) その他 (自由記載・補足等)		

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名：	職種：
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度： 回/年 参加人数：平均 人/回 参加職種 ()	
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画 <input type="checkbox"/> 計画策定 (初回の策定年月日： 年 月 日) (直近の更新年月日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知		
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開 <input type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)		

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

(ア)~(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること (記載した事項に✓すること)。(※申請時に提出すること。)

<input type="checkbox"/> (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容	
<input type="checkbox"/> (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	<input type="checkbox"/> (ウ) 勤務間インターバルの確保
<input type="checkbox"/> (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	<input type="checkbox"/> (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮
<input type="checkbox"/> (カ) 主治医制の見直しの実施	<input type="checkbox"/> (キ) 短時間正規雇用医師の活用
<input type="checkbox"/> (ク) その他 () ※その他取組の例：所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示等	

(4) (3) の取組内容に要する経費

補助対象経費	支出内容	資産形成有無	所要見込額	補助対象額
合計				

[記載上の注意]

- 1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 (3) は検討した取組内容について1つ以上選択すること。
- 3 (4) は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
(新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業)

【 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 】

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

事業内容	
支援実施予定事業所等の数	事業所
対象経費支出予定額	円

- 2 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

事業内容	
支援実施予定事業所等の数	事業所
対象経費支出予定額	円

- 3 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者を受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

事業内容	
支援実施予定事業所等の数	事業所
対象経費支出予定額	円

対象経費支出予定額計	円
------------	---

※対象経費支出予定額の千円未満は切り捨てること

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業について、次のとおり変更したいので、関係資料を添えて申請します。

1 追加（一部取消）申請額 円

内訳	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付決定額	円
	変更後広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額	円

2 変更の内容及び理由

3 変更にあつては、広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書は別紙1とし、その他については、申請手続きの様式に準ずる。

4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)	既交付決定 額 (I)	差引追加交 付(一部取 消)申請額 (H) - (I) (J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。
- 2 (E)欄は、(C)と(D)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 (F)欄は、(E)に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
- 4 (G)欄は、別表第2欄に定める基準額を記入すること。
- 5 (H)欄は、(F)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業について、次のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付決定額 円

2 中止（廃止）の理由

3 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金の
補助対象事業の遂行状況報告書

このことについて、広島県補助金等交付規則第10条の規定により、別表のとおり報告します。

別表
【施設整備以外】

(事業名)

経費区分	対象経費の 支出予定額	12月末時点 の支出済額	積 算 内 訳	進捗率	備 考
(例) 報 酬 旅 費 負 担 金 使 ・ 賃 消 耗 品 費 ・ ・ ・	円	円		%	

別表
【施設整備】

事業区分	施設名	所在地

1 事業執行状況

当該年度の 按分率 (A)	事業費 (B)	12月末日の出来高 (C)	3月末日の 出来高見込 (D)	繰越見込高 (A) - (D) = (E)	繰越見込額 (B) × (E) / (A) = (F)
	【当該年度の補助対象経費】	《 年 月 日～》	《 年 月 日～》		
	円				円
%	【当該年度の補助金額】	%	%	%	
	円				円

- 1) A欄は、当該年度の年度按分比率を記入すること。《単年度事業の場合は100%、複数年継続事業の場合は当該年度の按分比率》
- 2) B欄の【当該年度の補助金額】は、交付決定額（又は内示額）を記入すること。
- 3) C欄の《 年 月 日～》には、着工日を記入すること。ただし、複数年継続事業で初年度以外の場合は、4月1日とすること。
12月末日時点で着工に至っていない場合は0%とし、《》内の記入は不用。
- 4) D欄の《 年 月 日～》には、12月末日時点で着工に至っていない場合のみ、着工予定日を記入すること。

2 繰越理由

「1 事業執行状況」のE欄において繰越見込高がある場合は、繰越が見込まれる理由について、詳細に記入すること。

3 工事進捗状況

建築完成予定線を点線、建築施工実施線を実線で示した工事工程表（12月末日現在）及び直近の工程写真を添付すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 精算額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1-1）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2-1）
- 4 年度収支決算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出決算（見込）書抄本）
※決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付資料
その他参考となる資料

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 精算額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1-1）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2-2）
- 4 年度収支決算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出決算（見込）書抄本）
※決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
 - （1）工事請負契約書等の写し
 - （2）工事仕様書
 - （3）補助対象建物の各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図等
 - （4）各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 - （5）建物検査済証等の写し
 - （6）補助対象建物の外観及び主要設備の写真
 - （7）補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図
 - （8）売買契約書の写し、検収調書又はこれにかわるものの写し
 - （9）その他参考となる資料

広島県知事様

市町長

年度広島県地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備事業）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

1 事業の種類

2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4、別紙1-5、別紙1-6、別紙1-7、別紙1-8）

3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2-3、別紙2-4、別紙2-5）

4 年度歳入歳出決算（見込）書抄本

※決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

5 添付書類

（1）各事業の完了が確認できる書類

（2）年度広島県地域医療介護総合確保事業実施事業者実績報告書（別紙2-6）

※別紙2-6は、事業者へ提出を求めて添付すること。

（3）その他参考となる資料

広島県知事様

市町長

年度広島県地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備事業）
（在宅・施設サービスの整備の加速化分）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 事業の種類
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1－2、別紙1－3、別紙1－5、別紙1－8）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2－3、別紙2－5）
- 4 年度歳入歳出決算（見込）書抄本
※決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
 - （1）各事業の完了が確認できる書類
 - （2）年度広島県地域医療介護総合確保事業実施事業者実績報告書（別紙2－7）
※別紙2－7は、事業者へ提出を求めて添付すること。
 - （3）その他参考となる資料

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 精算額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1-9）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2-8、2-9、2-10、2-10-1）
- 4 年度収支決算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出決算（見込）書抄本）
- 5 添付資料
その他参考となる資料

広島県知事様

市長

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
(新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 精算額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書(別紙1-1)
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書(別紙2-11、別紙2-12)
- 4 年度歳入歳出決算(見込)書抄本
※決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付資料
その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の支出額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)	交付決定額 (I)	受入済額 (J)	差引過不足額 (H) - (J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第 4 欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1、000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第 2 欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【地域密着型サービス等整備等助成事業】

事業名：①地域密着型サービス等整備事業（空き家を活用した整備事業を含む。）

②介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等 の名称	事業者名	施設所在 地	整備内容 ①整備床数 又は施設数 ②定員数	総事業費	対象経費 の実支出 額	寄付金そ 他の収 入額	差引額 (A)-(C)	補助基準 額	申請額	補助金交 付決定額	補助金受 入済額	差引過不 足額 (G)-(F)	備考
						(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
1						円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2															
3															
4															
5															
合計															

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2) 備考欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

(注3) 大規模修繕・耐震化整備事業の場合、備考欄に創設する施設等の種別を記入すること。

(注4) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業名」は削除すること。

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事個所の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】

事業名：①介護施設等の施設開設準備経費支援事業

②介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備支援事業（開設準備経費等支援事業）

③介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在 地	整備内容 ①開設定員 ②転換前床数 ③定員数又は 施設数	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A)-(C)	補助基準額	申請額	補助金交付 決定額	補助金受入 済額	差引過不足 額 (G)-(F)
						(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
1						円	円	円	円	円	円	円	円	円
2														
3														
4														
5														
合計														

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業者名」は削除すること。

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書又は領収書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）
- ・設置個所・購入品の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】
 (介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発取組支援事業)

市町名	
-----	--

	施設等の名称	事業者名	施設所在地	総事業費 (A)	対象経費の 実支出額 (B)	寄付金その 他の収入額 (C)	差引額 (A)-(C) (D)	補助基準額 (E)	申請額 (F)	補助金交付決 定額 (G)	補助金受入 済額 (H)	差引過不足額 (G)-(F) (I)
1				円	円	円	円	円	円	円	円	円
2												
3												
4												
5												
	合計											

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

※添付書類

- ・各費目の領収書等の写し

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【定期借地権設定のための一時金の支援事業】

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在地	施設数 (上段) 整備床数 (下段)	総事業費 (一時金の 額) (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	補助基準額 (路線価の 1/2) (D)	申請額 (E)	補助金 交付決定額 (F)	補助金 受入済額 (G)	差引過 不足額 (F) - (E) (H)
						円	円	円	円	円	円	円	円
1													
2													
3													
4													
5													
	合計												

(注1) 申請額欄には、C欄及びD欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

※添付書類

- ・定期借地権契約書の写し
- ・公正証書の写し
- ・定期借地権登記の写し

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【既存の特別養護老人ホーム等ユニット化改修支援事業】

事業名：①既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

②既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

③介護療養型医療施設等転換整備支援事業

④介護施設等における看取り環境整備推進事業

⑤共生型サービス事業所の整備推進事業

日常生活圏域名	
---------	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在 地	整備内容 ①整備床数 ②転換前床数 ③整備数	総事業費	対象経費 の実支出 額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A) - (C)	補助基準額	申請額	補助金交付 決定額	補助金受入 済額	差引過不足 額 (G) - (F)
						(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
1						円	円	円	円	円	円	円	円	円
2														
3														
4														
5														
	合計													

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。

(注2) 事業毎に別葉とすること。不要の「事業名」は削除すること。

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事個所の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業】

事業名：①介護施設等における簡易陰圧装置設置に係る経費支援事業
 ②介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
 ③介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

市町名	
-----	--

	施設等 種別	施設等の 名称	事業者名	施設所在地	整備内容	総事業費 (A)	対象経費 の実支出 額 (B)	寄付金その 他の収入額 (C)	差引額 (A)-(C) (D)	補助基準 額 (E)	申請額 (F)	補助金交付 決定額 (G)	補助金受入 済額 (H)	差引過不足 額 (G)-(F) (I)
1						円	円	円	円	円	円	円	円	円
2														
3														
4														
5														
合計														

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2) 事業毎に別業とすること。不要の「事業名」は削除すること。

(注3) 整備内容欄には、①の事業は「設置台数」を、②の事業は「玄関室設置、動線分離、家族面会室整備」で該当するものを、③の事業は個室化する室数を記載すること。

※添付書類

- ・見積書又は契約書、納品書又は領収書
- ・平面図、位置図、写真等（現況写真及び設置箇所が分かるもの）

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書【介護職員の宿舎施設整備事業】

市町名	
-----	--

	事業者の 施設等種 別	宿舎の名 称	事業者名	施設所在 地	整備定員 数 整備延べ 床面積	総事業費 整備延べ床 面積 (A)	対象経費の 実支出額 (B)	寄付金その 他の収入額 (C)	差引額 (A)-(C) (D)	補助基準額 (E)	申請額 (F)	補助金交付 決定額 (G)	補助金受入 済額 (H)	差引過不足 額 (G)-(F) (I)
					人、㎡	円、㎡	円	円	円	円	円	円	円	円
1														
2														
3														
4														
5														
	合計													

(注1) 申請額欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事個所の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書
(病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の支出額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)	交付決定額 (I)	受入済額 (J)	差引過不足額 (H)-(J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第2欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

(事業者名)

1 事業実施報告書

① 事業名	
② 事業実施目的	
③ 事業実施経過	
④ 補助金所要額	
⑤ 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑥ 事業結果の概要	

(注) 1 ③は、実施した事業について、その具体的な経過を詳細に記入すること。

2 ⑥は、実施した事業について、事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

3 その他、事業の実施にあたって参考となる資料を添付すること。

2 支出済額内訳書

(事業者名)

経費区分	対象経費の 支出済額	積 算 内 訳	備 考
(例) 報 酬 旅 費 負 担 金 使 ・ 賃 消 耗 品 費 ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。 必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

事業の名称		全体計画	年度～年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）	所在地	

1 施設の規模及び構造

(1) 施設整備事業（解体撤去工事を除く）

敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）		
事業の種別	（新築、増築、改築、改修の別）		
建物の構造及び面積	（造）	地上階建 地下階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合		年 月 日契約
施工期間	着工	年 月 日 ~ 竣工	年 月 日 事業開始年月日 年 月 日

(2) 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

建物の構造及び面積	（造）	地上階建 地下階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
建築年月日	昭和・ 年 月 日（築 年）		
財産処分の有無	無・有（補助事業名） （財産処分承認年月日 年 月 日）		
施工期間	着工	年 月 日 ~ 完了	年 月 日

(3) 施設整備費内訳

区分	費目	面積	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	
	小計			
補助対象外事業分				
	小計			
合計				

(4) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区 分	金 額	備 考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地 方 債 (4) 寄 付 金 (5) 自 己 資 金 (6) そ の 他	円	(内 訳)
計		

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】
 (介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

1 施設の概要

(1) 施設の種類及び名称

(2) 施設所在地

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（宿泊）定員

人

(6) 開設等年月日

年

月

日

2 事業費費用内訳

	費目	経費の内容	詳細支払内容	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
			合計	

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】
 (介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備支援事業(開設準備経費等支援事業))

1 施設の概要

- (1) 施設の種類及び名称
- (2) 施設所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(宿泊)定員 人
- (6) 開設等年月日 年 月 日

2 事業費費用内訳

	費目	経費の内容	詳細支払内容	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
			合計	

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書【定期借地権設定のための一時金の支援事業】

(定期借地権設定のための一時金の支援事業)

1 施設の概要

- (1) 施設の種類及び名称
- (2) 施設所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（宿泊）定員 人
- (6) 開設等年月日 年 月 日

2 事業費費用内訳

(1) 土地の評価方式

路線価方式又は倍率方式に○を記入してください。

ア 路線価が定められている地域 ⇒ 路線価方式 ⇒ (2)のアへ

イ 路線価が定められていない地域 ⇒ 倍率方式 ⇒ (2)のイへ

(2) 算出額積算表

ア 路線価方式

路線価額	基準算出額 (1/2)	一時金の額	対象基準額	補助金
A	$B = A / 2$	C	$D = B \text{ or } C \text{ の低い方の額}$	$E = D / 2$
円	円	円	円	円

イ 倍率方式

固定資産 税評価額	評価 倍率	評価額	基準算出額 (1/2)	一時金の額	対象基準額	補助金
A	B	$C = A \times B$	$D = C / 2$	E	$F = D \text{ or } E \text{ の低い方の額}$	$G = F / 2$
円		円	円	円	円	円

※添付書類

- ・ 定期借地権契約書の写し
- ・ 公正証書の写し
- ・ 定期借地権登記の写し

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的、必要性及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 入所（宿泊）予定定員 人
- 6 地域密着型サービス等整備助成事業実績（空き家を活用した整備事業も含む。）

(1)施設種別（）

(2)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(3)建築関係法令の状況

(4)耐震・耐火等適否 適 or 否

(5)施設建築予定地の状況

(6)総事業費 円

財源内訳

資金計画の適否

(7)整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費	円
イ 解体撤去工事費	円
ウ その他の工事費	円
エ 工事請負費	円
オ その他の経費	円
カ 合計	円

(8)施工計画

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日
エ 使用開始年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証書の写し
- ・工事完了に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

7 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業実績

(1)修繕耐震化を行う施設種別（）

(2)修繕耐震化を行う施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

(3)建築関係法令の状況

(4)大規模修繕・耐震化計画

期間 年 月 ～ 年 月

修繕・耐震化工事の内容

(5)施設建築予定地の状況

(6)総事業費 円

財源内訳

資金計画の適否

(7)整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費					円
イ 解体撤去工事費					円
ウ その他の工事費					円
エ 工事請負費					円
オ その他の経費					円
カ 合計					円

(8)施工計画

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日
エ 使用開始年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証書の写し
- ・工事完了に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

8 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業実績

(1)総事業費

円

(2)整備費内訳（対象経費）

ア 看護・介護職員等の雇い上げ経費	円
イ 普及啓発経費	円
ウ 職員募集経費	円
エ 開設準備事務経費	円
オ 初度設備経費	円
カ 合計	円

(3)実施計画

ア 補助事業開始年月日	年	月	日
イ 施設開設年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書又は領収書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し
- ・設置個所・購入品の写真等

9 介護療養型医療施設等転換整備支援事業（開設準備経費等支援事業）実績

(1)総事業費

円

(2)整備費内訳（対象経費）

ア 看護・介護職員等の雇い上げ経費	円
イ 普及啓発経費	円
ウ 職員募集経費	円
エ 開設準備事務経費	円
オ 初度設備経費	円
カ 合計	円

(3)実施計画

ア 補助事業開始年月日	年	月	日
イ 施設開設年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書又は領収書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し
- ・設置個所・購入品の写真等

10 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット導入支援事業実績

(1) 介護ロボットの種別（該当するものを○）

移乗介護 移動支援 排泄支援 見守り・コミュニケーション
入浴支援 介護業務支援

(2) 介護ロボットの製品名×導入（セット）数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(3) 介護ロボットの導入に至る経緯

(4) 介護ロボットの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目
2年目
3年目

(5) 介護ロボット導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間
イ 修繕内容

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）の写し
- ・設置箇所・購入品の写真等

11 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うICT導入支援事業実績

(1) ICTの製品名×導入（セット）数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(2) 連携する介護ソフト名（該当がある場合記載）

(3) ICT導入に至る経緯

(4) ICTの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目
2年目
3年目

(5) ICT導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間

イ 修繕内容

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）の写し
- ・設置箇所・購入品の写真等

12 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発取組事業実績

(1) 総事業費 円

(2) 整備費内訳（対象経費）

ア 需用費 円

イ 備品購入費 円

ウ 報酬 円

エ 旅費 円

オ 役務費 円

カ 委託料 円

カ 合計 円

(3) 実施計画

ア 補助事業開始年月日 年 月 日

イ 介護予防拠点実施数 箇所

※添付書類

- ・各費目の領収書の写し

13 定期借地権設定のための一時金の支援事業実績

(1) 総事業費（一時金の額） 円

(2) 路線価の2分の1の額 円

(3) 実施計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 賃貸借期間 年間

(年 月 日 ~ 年 月 日まで)

※添付書類

- ・定期借地権契約書の写し
- ・公正証書の写し
- ・定期借地権登記の写し

14 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業実績

(1) 施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

(2) 総事業費 円

(3) 整備費内訳（対象経費）

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(4) 施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

15 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業実績

(1)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
(2)総事業費				円
(3)整備費内訳（対象経費）				
ア 主体工事費				円
イ その他の工事費				円
ウ 工事請負費				円
エ その他の経費				円
オ 合計				円

(4)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日
イ 着工年月日 年 月 日
ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

16 介護療養型医療施設等転換整備事業実績

(1)区分 創設 改築 改修

(2)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
(3)総事業費				円
(4)整備費内訳（対象経費）				
ア 主体工事費				円
イ その他の工事費				円
ウ 工事請負費				円
エ その他の経費				円
オ 合計				円

(5)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日
イ 着工年月日 年 月 日
ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

17 介護施設等の看取り環境整備推進事業実績

(1)施設の構造概要

造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
---	----	------	----------------------	----------------

- (2)総事業費 円
- (3)整備費内訳（対象経費）
- ア 主体工事費 円
 - イ その他の工事費 円
 - ウ 工事請負費 円
 - エ その他の経費 円
 - オ 合計 円

- (4)施工計画
- ア 契約年月日 年 月 日
 - イ 着工年月日 年 月 日
 - ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

18 共生型サービス事業所の整備推進事業実績

- (1)施設種別 ()

- (2)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

- (3)総事業費 円

- (4)整備費内訳（対象経費）

- ア 主体工事費 円
- イ その他の工事費 円
- ウ 工事請負費 円
- エ その他の経費 円
- オ 合計 円

- (5)施工計画

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

19 介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援事業実績

- (1)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

- (2)簡易陰圧装置の製品名×設置台数

品名 × 台

- (3)総事業費 円

- (4)整備費内訳（対象経費）

- ア 主体工事費 円
- イ その他の工事費 円
- ウ 工事請負費 円
- エ その他の経費 円
- オ 合計 円

- (5)施工計画

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し
- ・設置箇所の写真等

20 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援実績

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業実績

ア 施設名称・ユニット数			
イ 玄関室設置数	箇所		
ウ 総事業費			円
エ 整備費内訳 (対象経費)			
主体工事費			円
その他の工事費			円
工事請負費			円
その他の経費			円
合計			円
オ 施工計画			
契約年月日	年	月	日
着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業実績

ア 施設名称			
イ ゾーニング整備数	箇所		
ウ 総事業費			円
エ 整備費内訳 (対象経費)			
主体工事費			円
その他の工事費			円
工事請負費			円
その他の経費			円
合計			円
オ 施工計画			
契約年月日	年	月	日
着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

(3) 家族面会室の整備等経費支援事業実績

ア 施設・事業所名称

イ	面会室整備数	箇所			
ウ	整備内容				
エ	総事業費				円
オ	整備費内訳 (対象経費)				
	主体工事費				円
	その他の工事費				円
	工事請負費				円
	その他の経費				円
	合計				円
カ	施工計画				
	契約年月日	年	月	日	
	着工年月日	年	月	日	
	竣工年月日	年	月	日	

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

21 介護施設等におけ多床室の個室化に要する改修費支援事業実績

(1)施設種別 ()

(2)施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m²

(3)改修内容 ()

(4)総事業費 円

(5)整備費内訳 (対象経費)

ア	主体工事費	円
イ	その他の工事費	円
ウ	工事請負費	円
エ	その他の経費	円
オ	合計	円

(6)施工計画

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

22 介護職員の宿舎施設整備事業実績

(1)宿舎施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m² (内:補助対象 m²)

(2)定員 人

(3)総事業費 円

(4)整備費内訳 (対象経費)

ア	主体工事費	円
イ	その他の工事費	円
ウ	工事請負費	円

エ	その他の経費				円
オ	合計				円
(5)施工計画					
ア	契約年月日	年	月	日	
イ	着工年月日	年	月	日	
ウ	竣工年月日	年	月	日	
(6)家賃（月額）設定状況					
ア	居住部分の家賃額	月額			円
イ	共益費・監理費等	月額			円
ウ	駐車場料	月額			円
エ	その他（	月額			円
オ	計	月額			円

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等に写し
- ・整備工事箇所の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施事業者実績報告書
(介護施設等整備事業 (在宅・施設サービスの整備の加速化分))

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的、必要性及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 入所 (宿泊) 予定定員 人
- 6 地域密着型サービス等整備助成事業実績

- (1) 施設種別 ()
- (2) 施設の構造概要

	造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
--	---	----	------	----------------------	----------------

- (3) 建築関係法令の状況
- (4) 耐震・耐火等適否 適 or 否
- (5) 施設建築予定地の状況

- (6) 総事業費 円
 財源内訳
 資金計画の適否

- (7) 整備費内訳 (対象経費)

ア 主体工事費	円
イ 解体撤去工事費	円
ウ その他の工事費	円
エ 工事請負費	円
オ その他の経費	円
カ 合計	円

- (8) 施工計画

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日
エ 使用開始年月日	年	月	日

※添付書類

- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- ・ 工事に係る平面図等の写し
- ・ 整備工事箇所の写真等

- 7 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業実績

- (1) 修繕耐震化を行う施設種別 ()
- (2) 修繕耐震化を行う施設の構造概要

	造	階建	建築面積	m ² 、延べ面積	m ²
--	---	----	------	----------------------	----------------

- (3) 建築関係法令の状況
- (4) 大規模修繕・耐震化計画

期間	年	月	～	年	月
----	---	---	---	---	---

 修繕・耐震化工事の内容
- (5) 施設建築予定地の状況

(6)総事業費 円
財源内訳
資金計画の適否

(7)整備費内訳（対象経費）
ア 主体工事費 円
イ 解体撤去工事費 円
ウ その他の工事費 円
エ 工事請負費 円
オ その他の経費 円
カ 合計 円

(8)施工計画
ア 契約年月日 年 月 日
イ 着工年月日 年 月 日
ウ 竣工年月日 年 月 日
エ 使用開始年月日 年 月 日

(9)大規模修繕・耐震化にあわせて創設する介護施設等
創設施設種別
施設開設年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- ・工事に係る平面図等の写し
- ・整備工事箇所の写真等

8 介護施設等の施設開設準備経費支援事業実績

(1)総事業費 円
(2)整備費内訳（対象経費）
ア 看護・介護職員等の雇い上げ経費 円
イ 普及啓発経費 円
ウ 職員募集経費 円
エ 開設準備事務経費 円
オ 初度設備経費 円
カ 合計 円

(3)実施計画
ア 事業開始年月日 年 月 日
イ 施設開設年月日 年 月 日

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書又は領収書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し
- ・設置個所・購入品の写真等

9 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット導入支援事業実績

(1)介護ロボットの種別（該当するものを○）
移乗介護 移動支援 排泄支援 見守り・コミュニケーション
入浴支援 介護業務支援

(2)介護ロボットの製品名×導入（セット）数
品名 × 導入数
品名 × 導入数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(3) 介護ロボットの導入に至る経緯

(4) 介護ロボットの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目

2年目

3年目

(5) 介護ロボット導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間

イ 修繕内容

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）の写し
- ・設置箇所の写真等

10 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うICT導入事業実績

(1) ICTの製品名×導入（セット）数

品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数
品名	×	導入数

(2) 連携する介護ソフト名（該当がある場合記載）

(3) ICT導入に至る経緯

(4) ICTの使用計画（概ね3年間の使用計画を記入すること。）

1年目

2年目

3年目

(5) ICT導入により達成すべき目標・期待される効果等

(6) 大規模修繕計画

ア 修繕期間

イ 修繕内容

※添付書類

- ・工事請負契約書、備品購入契約書、納品書の写し
- ・設置に係る平面図等の写し、設計図書（設備配線図等を含む。）の写し
- ・設置箇所の写真等

11 定期借地権設定のための一時金の支援事業実績

(1) 総事業費（一時金の額） 円

(2) 路線価の2分の1の額 円

(3)実施計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 賃貸借期間 年間

(年 月 日 ~ 年 月 日まで)

※添付書類

- ・定期借地権契約書の写し
- ・公正証書の写し
- ・定期借地権登記の写し

12 介護職員の宿舎施設整備事業実績

(1)宿舎施設の構造概要

造 階建 建築面積 m²、延べ面積 m² (内：補助対象 m²)

(2)定員 人

(3)総事業費 円

(4)整備費内訳 (対象経費)

ア 主体工事費 円

イ その他の工事費 円

ウ 工事請負費 円

エ その他の経費 円

オ 合計 円

(5)施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(6)家賃 (月額) 設定状況

ア 居住部分の家賃額 月額 円

イ 共益費・監理費等 月額 円

ウ 駐車場料 月額 円

エ その他 () 月額 円

オ 計 月額 円

※添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- ・工事に係る平面図等に写し
- ・整備工事箇所の写真等

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）】

事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床への転換に係る事業 ・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業 	全体計画	年度～ 年度			
開設者（設置者）	団体名（病院名）	所在地				
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

敷地の状況	敷地面積 ㎡（自己所有地、借地、買入（予定）地の別）
事業の種別	（新築、増改築、改修の別）
建物の構造及び面積	（ 造 ） 地上 階建 建築面積 ㎡ 地下 階 延べ面積 ㎡
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合 年 月 日契約
施工期間	着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日 事業開始年月日 年 月 日

(2) 施設整備費内訳

区分	費 目	面 積	金 額	備 考
補助対象事業分		㎡	円	
	小 計			
補助対象外事業分				
	小 計			
合 計				

(3) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地方債 (4) 寄付金 (5) 借入金 (6) 自己資金 (7) その他	円	(内訳)
計		

※添付書類

- ・工事請負契約書等の写し
- ・工事仕様書
- ・補助対象建物の各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図等
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・建物検査済証等の写し
- ・補助対象建物の外観及び主要設備の写真
- ・補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図
- ・売買契約書の写し、検収調書又はこれにかわるものの写し
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設等処分）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）	団体名（病院名）		所在地			
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 処分施設の概要

区分	建物名及び構造	建築面積	延べ面積	建築年月日	施工期間
事業分 補助対象	(造 階)	m ²	m ²		
事業分 補助対象外					

(2) 施設処分内訳

区分	建物名	取得価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
事業分 補助対象		円	円	円	円	円	円
	小 計						
事業分 補助対象外							
	小 計						
合 計							

(2) 設備処分内訳

区分	品名	数量	取得 年月日	設置 場所	取得 価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分等 費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
					円	円	円	円	円	円
事業分 補助対象										
	小計									
事業分 補助対象外										
	小計									
合計										

※添付書類

- ・工事請負契約書等の写し
- ・工事仕様書
- ・事業後の建物の各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図等
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・補助対象建物の外観及び補助対象箇所の写真
- ・工事の完了を証する資料
- ・特別損失等の金額を証する資料（財務諸表の写し等）
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B－A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	退職者名	退職金支給額	左のうち 割増相当額	備考
		円	円	(個人毎の算定方法及び内訳)
計				

※添付書類

- ・ 早期退職する職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等）
- ・ 職員が退職したことを証する資料（公共職業安定所の長に提出した雇用保険被保険者資格喪失届の控え等）
- ・ 職員に退職金を支給したことを証する資料
- ・ その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	対象者名	現給保障額		備考
		補助対象外	補助対象	
		円	円	（個人毎の算定方法及び内訳）
計				

※添付書類

- ・現給保障に要する経費の明細が明らかとなる資料
- ・現給保障の算定に当たり根拠となるもの（就業規則等）の写し
- ・新たに雇用契約を締結したことを証する資料
- ・現給保障に係る給与を職員に支給したことを証する資料
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
(新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業)

【 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 】

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

事業内容	
支援実施事業所等の数	事業所
対象経費実支出額（助成額）	円

- 2 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

事業内容	
支援実施事業所等の数	事業所
対象経費実支出額（助成額）	円

- 3 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者を受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

事業内容	
支援実施事業所等の数	事業所
対象経費実支出額（助成額）	円

対象経費実支出額計	円
-----------	---

※対象経費実支出額の千円未満は切り捨てること

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（事業所別一覧表）
 （新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	1. 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)			2. 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い自宅でサービスを提供する通所系サービス事業所			3. 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者を受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等			助成額計(j)	個別協議有無(k)	備考
				基準単価(a)	実支出額(b)	助成額(c)	基準単価(d)	実支出額(e)	助成額(f)	基準単価(g)	実支出額(h)	助成額(i)			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計															

- (注)
- 1 行が不足する場合には適宜行を追加すること。
 - 2 「基準単価(a)」、「基準単価(d)」及び「基準単価(g)」は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和4年3月23日老発0323第2号)」の別添2に記載された基準単価を記入すること。ただし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和4年3月23日老発0323第2号)」の別添2に基づく個別協議を実施し、基準単価が変更になった場合には、変更後の基準単価を記載すること。(基準額の変更を行った場合には、「個別協議有無(h)」に○を記入すること。)
 - 3 「実支出額(b)」、「実支出額(e)」及び「実支出額(h)」は助成先の事業所で実際に要した経費(千円未満切り捨て)を記入すること。
 - 4 「助成額(c)」は、「基準単価(a)」と「実支出額(b)」を比較して低い方の額を、「助成額(f)」は、「基準単価(d)」と「実支出額(e)」を比較して低い方の額を、「助成額(i)」は、「基準単価(g)」と「実支出額(h)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
 - 5 「助成額計(j)」は、「助成額(c)」と「助成額(f)」と「助成額(i)」の合計額を記入すること。

概 算 払 請 求 書

¥
ただし、 年 月 日付け 第 号による 年度広島県地域医療介護総合確保
事業補助金として
概算払（第 次分）

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事業者名
代 表 者

広 島 県 知 事 様

内訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

振替先預金口座

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

- (添付書類)
- 1 概算払を必要とする理由を説明した書類
 - 2 工事出来高調書（別紙1）及び工事工程表（施設整備事業に限る。）
 - 3 工事出来高証明書（別紙2）又は工事監理者が発行した工事（総合）出来高調書の写し（施設整備事業に限る。）
 - 4 その他参考となる資料

別紙1

工 事 出 来 高 調 書

1 施設名

2 事業名

3 補助金交付決定額 金 円

4 出来高

(1) 出来高歩合 %

(2) 補助金に対する出来高相当額 金 円

(補助金交付決定額×出来高歩合)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
事業者名
代 表 者

広 島 県 知 事 様

工 事 出 来 高 証 明 書

年 月 日

(補助事業者) 様

(施工監理者)

住 所

団体名

代表者名

印

(工事名)

工事の出来高について

ては、次のとおり証明します。

1 工 期	着工年月日	年	月	日
	竣工 (予定) 年月日	年	月	日
2 出来高	設計金額	(A)		円
	設計金額に対する出来高金額	(B)		円
	出来高歩合 (B/A)			%
	請負金額	(C)		円
	請負金額に対する出来高金額	(D)		円
		(年 月 日現在)	

概算払精算書

年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

次のとおり精算します。

概 算 受 領 済 額	円
精 算 額	円
差 引 過 ・ 不 足 額	円

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業
について、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業の種類
- 2 広島県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費
補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
 - (1) 3の金額の積算の内訳を記載した書類
 - (2) その他参考になる資料